

再現答案 会社法

設問 1

1 D は、一連の経緯により甲社の取締役の地位を失ったことは実質的な「解任」であるとして、会社法（以下、法名略）339 条 2 項の類推適用により損害賠償請求をすることができると主張する。損害の額については、甲社の定款には取締役の任期は 10 年と定められていたことから 8 年分の取締役報酬が損害額であると主張する。

2 D は定款変更による任期縮減及びそれに引き続く株主総会において取締役に選任されなかったために取締役でなくなっている。そのため、形式的には任期満了による退任であり 339 条 2 項は適用されないとも考えられる。しかし、339 条は、役員の解任について株主がいつでも決定できるとする一方で、取締役の任期に対する期待を保護することを図るものである。この趣旨からすれば、定款変更による任期縮減および不選任という一連の流れは、取締役の任期に対する期待を害するものであるから、339 条 2 項を類推適用することができると解する。なお、身体の故障等の事情はないため、「正当な理由」があるとは言えない。

3 次に、損害の額について検討する。本件で乙社からの取締役については選任から 4 年で退職することが慣例となっており、しかも、A は D が取締役に就任するに際し、そのような慣例について伝え、4 年で退任することが合意されている。定款で 10 年と定められていたとしても、このような合意がある場合には、D が役員報酬として合理的に期待できる額は 4 年分であり、その分の損害額のみが実質的な解任と相当因果関係を有する損害として賠償範囲に含まれるというべきである。

4 以上より、D の損害は 2 年分の報酬に当たる 960 万円となる。

設問 2

1 J は株主代表訴訟（847 条）を提起して、本件事業譲渡契約にかかる判断について G の役員としての責任を追及する（423 条 1 項）。

2 まず、G は取締役であり「役員等」にあたる。

3 次に任務懈怠について検討する。任務懈怠は、善管注意義務（330 条・民法 644 条）があった場合に認められる。G による本件事業譲渡契約にかかる判断は、自社の経済状況や相手方の経済状況など種々の事情を考慮してなされる経営判断に関する事柄である。そして経営判断に関する事柄については、迅速に判断することが求められ、判断資料も事後的に判断する場合とは異なる。そのため、後知恵による事後的判断により経営判断の可否を判断することは取締役の判断を萎縮させることにつながりかねない。そこで、このような経営判断については、経営判断の内容及びその手続きが著しく不合理であるといえる場合に限り善管注意義務違反を構成すると解する。

4 本件について、G は、実質的な親会社である甲社の代表取締役から早期に事業譲渡をするように圧力をかけられている。そのため、デューデリジェンス（以下、「DD」という）を

していたのでは早期の事業譲渡に困難な面があったことは否定できない。また、戊社の売上総利益の 50%が甲社との取引から生じているものであることから、事業譲渡に反対し甲社との関係を悪化させることは戊社にとっても乙社にとっても不利益である。このような事情からすれば、事業譲渡契約を締結すること自体は避けられず善管注意義務違反はないとも考えられる。

しかし、H は弁護士や知人から乙社の日用品販売部門はうまく行っておらず知的財産権等の管理がいい加減であること、乙社の状況を考えれば DD を行うべきであることを指摘されている。このような指摘に基づいて H は G に対して個人的にも、また取締役会においても DD を行うよう指摘している。このような指摘がある以上、G としては DD をするか否かについて検討すべきであった。G は F から 1 ヶ月程度で交渉がまとまらない場合には別の譲渡先をさがすなどと述べられているが、DD をさせてほしい旨やそのための期間を一定程度設けることについて交渉すらしていない。このような G の行為に鑑みると DD をするかいなかの検討をし、必要であれば一定の交渉をするべき義務に違反したというべきであり、DD をしなかったという判断の過程に著しく不合理な点があるといえる。よって、善管注意義務に違反し、任務懈怠が認められる。

5 G の判断に帰責性がなかったとは言えない（428 条 1 項参照）。

6 そして、損害額について、DD をしたとしても事業譲渡契約の締結自体は避けられなかったといえる。もっとも、DD を適切に実施していれば対価は 1000 万円以下であったのであるから、4000 万円との差額である 3000 万円が損害額となる。

設問 3

1 丁銀行は、22 条 1 項に基づいて残債務の弁済を求めると考えられる。

2 本件で、戊社はスーパーで乙社の登録商標 P を写した看板を複数の入り口に掲げ、登録商標 P を用いた日用品を販売している。また、自社のウェブサイトにおいて「P を新たに取り扱うことになった」などの宣伝を掲載している。これらの事情からすれば、戊社は乙社の「商号を引き続き使用」したものとして 22 条 1 項が適用されるといえる。

3 よって、丁銀行の請求は認められる。